

7 教室の施設

適応指導教室「新生塾」内には、個別相談室や集団活動室、パソコンスペース、調理スペースがあります。

屋外には花壇があり、植物を育てることができます。

児童生徒の興味関心に合わせて学習したり、体験活動や集団活動をしたりすることができます。



【集団活動室】

通室している児童生徒が、一緒に体験活動や集団活動、会話を楽しめます。



【教育相談室】

教育相談や、体験活動をします。

8 職員及び担当者

指導員2名を配置し、児童生徒への指導や支援を行っています。

また、新生塾以外の連絡・相談窓口を、教育委員会学校教育課指導係が担当しています。

塾長	新見市教育委員会教育長 正村 政則
指導員	常勤指導員 杉 昭良 非常勤指導員 砂田 清子
担当者	新見市教育委員会 学校教育課 指導係 TEL (0867) 72-6146

新見市適応指導教室

しん せい じゅく
新生塾

要覧



〒718-0011

新見市新見810番地7

TEL (0867) 72-7744

1 はじめに

「登校したい、登校しなければならないと思っ

ても登校できない」など学校にうまく適応することができず登校することができない児童生徒が、本市にもみられます。

学校では、定期的な教育相談や家庭訪問などを行い、登校することができない児童生徒が、学校に復帰することができるように努めています。

教育委員会は、教職員を対象とした不登校に関する研修会を実施するとともに、新見市教育相談室を設置し、児童生徒及びその保護者、教職員に向けて教育相談を行っています。

また、登校することができない児童生徒の専門的な施設として、新見市適応指導教室「新生塾」(以下「新生塾」という。)を平成5年7月から設置しています。

2 新生塾の目的と活動内容

新生塾は、学校と家庭の中間施設という位置付けから、そのパイプ役となり、子どもの自立及び学校生活への適応を助ける方法について、本人や保護者、学校と一緒に考えていきます。新生塾の目的と活動内容は、次のとおりです。

- (1) 学校生活、家庭生活又は社会生活において、適応性を高めるための相談を行います。
- (2) 基本的な生活習慣の改善を図るための支援をします。
- (3) 学習の基礎・基本や自ら学ぶ習慣の定着に向けて支援をします。
- (4) 個に応じた体験活動や自主的活動、集団活動を通して、児童生徒の主体性や社会性を培い、自立と学校生活への適応に向けた支援をします。
- (5) 学校や保護者、関係機関とも連携し、児童生徒の新生塾内での学びや生活を充実させ、学校復帰をめざした支援をします。

3 新生塾の位置



○駐車場について
駐車場がありますので、車でお越しの際は、ご利用ください。

4 新生塾の対象者

市内の小・中学校に在籍し、「登校したい、登校しなければならないと思っ

ても登校できない」児童生徒で、本人または保護者が新生塾への通室を希望し、学校長が必要と認めた場合に対象となります。

5 開室日・開室時間

- 開室日 : 原則として、月曜日～金曜日
※ ただし、祝日及び12月29日～1月3日は、休日とします。
- 開室時間 : 原則として、午前9時～午後3時
※ 通室する児童生徒に合わせて、開室時間を変更する場合があります。

6 教育相談や体験入室から学校復帰までの手続き

1 教育相談や体験入室を希望の方、入室について詳しく知りたい方は、「新生塾」(Tel 72-7744)又は教育委員会(Tel 72-6146)に相談する。



2 正式に入室を希望する場合は、お子さんが通われている学校に相談し、入室申込書(様式1)を学校に提出する。
※ 入室申込書は、学校からお渡しする。



3 学校は、入室申込書(様式2)・調査票(様式3)を作成し、教育委員会に提出する。入室を許可する場合は、教育委員会より、入室許可書(様式4・5)を学校と保護者に送付する。



新生塾への通室

(学習、体験活動、集団活動、教育相談など)

※ 新生塾への通室は、原則として保護者が送迎することとする。



4 学校に登校することができるようになった場合、学校と新生塾に申し出る。報告を受けた教育委員会は、退室報告書(様式6・7)を、学校と保護者に送付する。